



納期のお知らせ

※口座振替をご利用の方は残高を確認ください。

●1月31日 納期限●

町県民税	4期分
国民健康保険税	9期分
介護保険料	9期分
後期高齢者医療保険料	7期分
保育料	1月分
水道料	1月分
町営住宅使用料	1月分

●2月28日 納期限●

固定資産税	4期分
国民健康保険税	10期分
介護保険料	10期分
後期高齢者医療保険料	8期分
保育料	2月分
水道料	2月分
町営住宅使用料	2月分

●3月31日 納期限●

後期高齢者医療保険料	9期分
保育料	3月分
水道料	3月分
町営住宅使用料	3月分

シルバー人材センター

11月分実績

件数	108件
就労人員	902(実79)人
就労時間	4230.50時間
受託金額	4,836,857円

シルバー人材センター ☎43-5567

平成29年1月1日現在の人口

	人口	男性	女性	世帯
総人口	11,435人	5,528人	5,907人	4,306世帯
(日本人)	11,349人	5,497人	5,852人	4,272世帯
(外国人)	86人	31人	55人	34世帯

※混合世帯は日本人世帯に含まれます。

マイナンバーってなんだろう？

2階 総務課 行政係 ☎内線2215

マイナンバー制度には、「国民の利便性の向上」「行政の効率化」「公平・公正な社会の実現」という目的があります。

- 国民の利便性の向上：面倒な行政手続きが簡単に！
- 行政の効率化：業務にかかる時間や労力が大幅削減！
- 公平・公正な社会の実現：給付金等の不正受給を防止！

〈どんな時にマイナンバーは必要なの？〉

社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要です。具体的には左記のケースで提示していただく必要があります。

- ・年末調整や源泉徴収票の作成、雇用保険の手続きで勤務先へ
- ・雇用保険の失業給付の手続きでハローワークへ
- ・福祉や介護の手続きで町へ
- ・税の確定申告などの時に税務署へ
- ・児童手当や出産育児一時金などの申請時に町や保険組合へ
- ・生命保険、損害保険、共済の受け取り時に保険会社や組合へ
- ・災害時の支援制度の利用申請時に町へ
- ・アルバイトやパートを始める時にバイト先やパート先へ

〈マイナンバーカードってどんなカード？〉

身分証にもなる顔写真付きカードです。ICチップの機能を使い、将来的にコンビニで住民票の写しを取ることができるなど便利な機能があります。

〈マイナンバーカードはどうしたらもらえるの？〉

詳しくは役場1階 町民課へお問い合わせください。マイナンバーカード交付のお知らせが届いたら、早めの受け取りをお願いします。

〈マイナンバーのセキュリティは大丈夫？〉

個人情報保護する制度やシステムの整備、法律に違反した場合の罰則強化など、安心・安全の確保に万全を期しています。

- ・番号確認と本人確認でなりすましを防止
- ・マイナンバーの利用範囲や情報連携の範囲を法律で制限
- ・情報の分散管理やシステムへのアクセス制御
- ・通信の暗号化
- ・独立性の高い第三者機関による監視・監督
- ・法律違反には厳しい罰則
- ・ICチップにはプライバシー性の高い個人情報記録されない
- ・ICチップ利用にはパスワードが必須
- ・情報の不正な読み取りや偽造ができない対策あり
- ・カード紛失の場合は年中無休でコールセンターが対応

